

# 青森県報

第六百九十七号

令和五年  
十二月八日  
(金曜日)

## 目次

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(子どもみらい課) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除(河川砂防課) ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(同) ……四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……五
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……六
- 青森港湾計画の変更の概要……………(港湾空港課) ……七

## 告 示

### 青森県告示第七百二十号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったの

で、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第九条の二前段の規定により告示する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更前	区分名	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
大洋石油株式会社	福島	福島 全良	八戸市大字鮫町字住吉町一三の四	令和五・八・三
変更後	福島	福島 哲男		

### 青森県告示第七百二十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇一七五	令和五・三・一	社会福祉法人信青会	西津軽郡大湊市字八野二	特別養護老人ホーム華のさと	西津軽郡大湊市字八野二	令和五・三・一	地域密着型介護施設
〇二五〇一七五	〃	社会福祉法人信青会	西津軽郡大湊市字八野二	短期生活介護施設	西津軽郡大湊市字八野二	〃	短期生活介護施設

青森県告示第七百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	マエダ調剤薬局あおぞら店	所在地	弘前市大字中野一丁目九の二	指 定 日	令和 五・二・六
	ハッピー調剤薬局青森藤崎店		九 南津軽郡藤崎町葛野新岡元一〇		〃

青森県告示第七百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	株式会社ココラ	主たる事務所の所在地	五所川原市字大町五〇五の三	障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	障害福祉サービスを行う事業所	株式会社ココラ	主たる事務所の所在地	五所川原市字大町五〇五の三 稲荷長屋式番館	指 定 日	令和 五・三・一
---------------	---------	------------	---------------	-------------	----------	----------------	---------	------------	--------------------------	-------	-------------

青森県告示第七百二十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

株式会社なでし子	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八ツウハイツ 銀座四〇六	就労継続支援A型	わんせるふ	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の一	〃
株式会社なでし子	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八ツウハイツ 銀座四〇六	就労継続支援A型	リトルby	弘前市大字和徳町一七八	〃
株式会社なでし子	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八ツウハイツ 銀座四〇六	就労継続支援B型	リトルby	弘前市大字和徳町一七八	〃

青森県告示第七百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	株式会社なでし子	主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八ツウハイツ 銀座四〇六	障害児通所支援の種類	児童発達支援	障害児通所支援事業を行う事業所	株式会社なでし子	主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八ツウハイツ 銀座四〇六	指 定 日	令和 五・三・一
--------------	----------	------------	------------------------------------	------------	--------	-----------------	----------	------------	------------------------------------	-------	-------------

株式会社なでし子	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八タウンハイイツ 銀座四〇六	児童発達支援	ポコアポコ緑ヶ丘	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の一階	〃
株式会社なでし子	東京都中央区銀座七丁目一五の八 八タウンハイイツ 銀座四〇六	放課後等デイサービス	ポコアポコ緑ヶ丘	弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の一階	〃

青森県告示第七百二十五号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 幸神土砂災害警戒区域及び幸神土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

(図面省略)

二 鍛冶屋窪二号土砂災害警戒区域及び鍛冶屋窪二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 堀合土砂災害警戒区域及び堀合土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 幸神土砂災害警戒区域及び幸神土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 鍛冶屋窪二号土砂災害警戒区域及び鍛冶屋窪二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

堀合土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第七百二十八号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 北古館土砂災害警戒区域及び北古館土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 沖中二号土砂災害警戒区域及び沖中二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 北古館二号土砂災害警戒区域及び北古館二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 日計土砂災害警戒区域及び日計土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 北古館土砂災害警戒区域及び北古館土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 沖中二号土砂災害警戒区域及び沖中二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 北古館二号土砂災害警戒区域及び北古館二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域



三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 日計土砂災害警戒区域及び日計土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡南部町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和五年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七六	田	五三七
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七七	田	九〇三
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七八	田	五五五
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七九	田	一五九
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八〇	田	八四
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八二	田	九九
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛八三	田	一二四

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七六	令和六年三月一日	五年	二七、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七七	令和六年三月一日	五年	四六、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七八	令和六年三月一日	五年	二八、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛七九	令和六年三月一日	五年	八、〇〇〇

南津軽郡田舎館村大字高樋 字石盛八〇	令和六年三月一日	五年	四、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字高樋 字石盛八二	令和六年三月一日	五年	五、〇〇〇
南津軽郡田舎館村大字高樋 字石盛八三	令和六年三月一日	五年	六、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十二月二十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

青森港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、青森港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和五年十二月八日

青森港港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 港湾計画の変更の概要

平成十三年十二月二十一日付けで青森県報においてその概要を公告した青森港港

湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 公共埠頭計画  
変更する施設

地区名	種別	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
油川地区	岸壁	一二	一	一三〇

2 水域施設計画  
変更する施設

地区名	種別	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
油川地区	泊地	一二	一

(二) 新たに追加する施設

地区名	種別	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
油川地区	航路・泊地	一二	八

3 外郭施設計画  
変更する施設

地区名	名 称	延長（メートル）
油川地区	油川西防波堤	六七〇

4 小型船だまり計画  
廃止する施設

地区名	名 称
-----	-----

5 土地造成面積

油川地区	油川東船だまり
------	---------

油川地区	面積（ヘクタール）
六	

6 土地利用計画

油川地区	地区名	面積（ヘクタール）	用途
三	一七	埠頭用地	埠頭用地 港湾関連用地 交通機能用地 緑地
一	一五	埠頭用地	
		港湾関連用地	

7 海洋再生可能エネルギー発電設備等の配置及び維持管理の拠点を形成する区域

油川地区	地区名	港 湾 施 設
埠頭用地（八ヘクタール）	岸壁（水深二メートル、延長二三〇メートル）一バース	

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部港湾空港課

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一  
番七七号 東奥印刷株式会  
社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭